

消費税率 10%への引上げに伴う貸借・請負契約等の**注意点**

2019年10月1日から、消費税率が8%から**10%へ引上げ**られます。
貸借、リース、請負契約などで一定の契約については、
10月1日以降の引き渡し等であっても、8%の税率が適用される経過措置があります。

○**店舗や工場などの貸借**や**リース契約**（資産の譲渡によるものを除く）は、
2019年3月31日までに契約し、9月30日までに貸付けが開始されれば、10月1日以降も
8%の税率が適用されます。

○**請負契約の工事代金**は、原則として引渡し時の消費税率が適用されますが、
3月31日までの契約であれば、10月1日以降の引渡しであっても、
8%の税率が適用されます。

年末調整事務はここに**注意** ～配偶者控除等申告書の様式変更～

配偶者控除及び配偶者特別控除等の大幅な見直しによって、今年の年末調整では、
次の**3点に注意**が必要です。

①従来の「**保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書**」が、「保険料控除申告書」と「配偶者控除等申告書」の2枚に分かれました。

②**配偶者控除又は配偶者特別控除のいずれかの適用を受ける**には、「**配偶者控除等申告書**」
の提出が必要です。
配偶者控除を受ける場合、昨年までは提出が不要だったため、提出もれに注意しましょう。

③新様式の「**配偶者控除等申告書**」には、給与所得者本人とその配偶者の本年中の「所得の見積額」と、「所得の区分判定」を記載します。

以上の記事について詳細を知りたい事業者の方には事務所通信を送らせていただきます。